

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年五月二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年三月四日奈良県指令建第一一二―一三五号

令和七年四月十六日奈良県指令建第一一二―一三五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月二十四日建第一〇四九七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年四月二十四日建第六〇一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市小瀬町二六八番二、二六八番三、二六八番四、二六八番五、二六八番六、二六八番七、二六八番八、二六八番九、二六八番一〇、二六八番一一、二六八番一二、二六八番一三及び二六八番一四並びに萩の台一〇〇四番五〇、一〇〇四番五一、一〇〇四番五二、一〇〇四番五三、一〇〇四番五四、一〇〇四番五五、一〇〇四番五六、一〇〇四番五七、一〇〇四番五八、一〇〇四番五九、一〇〇四番六〇、一〇〇四番六一、一〇〇四番六二、一〇〇四番六三、一〇〇四番六四、一〇〇四番六五、一〇〇四番六六、一〇〇四番六七、一〇〇四番六八、一〇〇四番六九、一〇〇四番七〇、一〇〇四番七一、一〇〇四番七二、一〇〇四番七三、一〇〇四番七四、一〇〇四番七五、一〇〇四番七六、一〇〇四番七七、一〇〇四番七八、一〇三七番一、一〇三七番一四、一〇三七番一六、一〇三七番一七、一〇三七番一八、一〇三七番一九、一〇三七番二〇、一〇三七番二一、一〇三七番二二、一〇三七番二三、一〇三七番二四、一〇三七番二五、一〇三七番二六、一〇三七番二七、一〇三七番二八、一〇三七番二九、一〇三七番三〇、一〇三七番三一、一〇三七番三二、一〇三七番三三、一〇三七番三四及び一〇三七番三五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三条大路一丁目一〇番五〇号 協栄ビル

株式会社協栄ホーム 代表取締役 久保西勇治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市小瀬町二六八番二並びに萩の台一〇〇四番五〇、一〇〇四番五一、一〇三七番一及び一〇三七番一四

下水道 生駒市小瀬町二六八番二並びに萩の台一〇〇四番五〇、一〇〇四番五一、一〇〇四番五二、一〇三七番一及び一〇三七番一四

水路 生駒市萩の台一〇〇四番五三

一 許可番号

令和六年十月十七日奈良県指令建第一一二―二〇六号

令和七年四月四日奈良県指令建第一一二―二〇六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月二十四日建第一〇四九八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年四月二十四日建第六〇一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市別所一八番五の一部、二一番一、二一番二の一部、二一番五、二一番六、二一番七、二一番八、二一番九、二一番一〇、二一番一一、二一番一二及び二一番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字今里川合方九六番地

堀田晃和株式会社 代表取締役社長 堀田良樹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市別所一八番五の一部、二一番二の一部及び二一番二三

下水道 香芝市別所二一番二及び二一番一三の各一部

一 許可番号

令和七年一月二十八日奈良県指令建第一一四―一二九号

令和七年四月二十二日奈良県指令建第一一四―一二九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月二十四日建第一〇四九九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡三郷町城山台二丁目三七一二番一二三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡三郷町城山台二丁目一五番一号

社会福祉法人万葉荘園 理事長 西尾光博

一 許可番号

令和六年十二月十二日奈良県指令建第一一四―一〇二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年四月二十四日建第一〇五〇〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年四月二十四日建第六〇一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市中戸八一番一、八一番二、八一番三、八一番四、八一番五、八一番六及び八

一番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市椎木町一番地七

有限会社美濃不動産販売 取締役 美濃朗恵

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 葛城市中戸八一番四